

別紙 1

仕様書

電子複合機の仕様については、次のとおりとする。

1 設置する場所及び台数

別紙 2 複合機仕様書（モノクロ） のとおり

2 機器の仕様等

別紙 2 複合機仕様書（モノクロ） のとおり

3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和 12 年 6 月 30 日まで

(2) 履行期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日まで

(3) 契約金額 1 枚当たりの単価とする。（消費税及び地方消費税を含まない。）

(4) 賃貸借料金

月（この場合、月とは暦月の初日から同月末日までの 1 月間をいう。以下同じ。）
を単位として計算し、契約金額に、当該月の複写枚数から賃貸人の保守に係る複写枚数を控除して得た枚数を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と当該額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）の合計額とする。
賃貸借料金には、当初における搬入及び賃貸借期間が終了したときの撤去に要する費用、用紙を除く消耗品の供給、保守の料金並びに故障時の修理費用を含む。

4 保守条件

(1) 常時正常な状態で稼働できるよう定期的に技術員を派遣して点検及び調整を行う。支障が生じた場合には、速やかに技術員を派遣して正常な状態に回復させること。

(2) 複合機に必要な一般部品及び消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給するものとする。

(3) 賃借人の要請に応じ、機器の操作指導等を行うこと。

5 契約の方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。

6 特記事項

- (1) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報取扱特記事項」とおりとする。
- (3) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措置については、別紙5「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおりとする。

7 その他

- (1) 賃貸借期間の使用に耐えられること。
- (2) 連絡後1時間以内に納入先に到着できる場所に営業所または保守の受託会社があること。（故障時の対応）
- (3) 機器搬入設置調整作業については、専門技能を有する者によって行うこと。

複写機仕様書(モノクロ)

予 算 課： 上下水道局お客さまサービス課
 設置場所： 下関市上下水道局 1階 お客さまサービス課内
 台 数： 1台

本体		
連続複写速度(A4横)	35 枚/分以上	
ウォームアップタイム※1	秒以内	
ファーストコピータイム(A4横)※2	秒以内	
ズーム機能	縮小 50 %以下	拡大 400 %以上
最大原稿サイズ	A3 以上	
読取解像度	600 × 600 dpi以上	
給紙カセット段数	4 段以上	詳細： A4、A3に対応していること
手差し機能	有	詳細：
両面複写機能	有	詳細：
両面自動原稿送り装置※3	有	詳細：
ソート機能※4	有	詳細：
オフセット機能※5		詳細：
プリンター、スキャナー、FAX機能	有	詳細：
プリンター機能		詳細：
スキャナー機能		詳細：
FAX機能	有	詳細： その他参照のこと
ネットワーク対応		詳細：
ICカード等による ユーザー管理機能※6		詳細：
ICカードの場合の カード数	枚	詳細：
機器の状態	再生機可(その他参照のこと)、中古機不可	
月平均予定使用枚数	5,500 枚	
履行期間	60 か月	
その他	・グリーン購入法適合製品であること。 ・電子複合機の搬入は賃貸借期間前までに設置 ・搬入が間に合わない場合、業務に支障がないよう、同等品の代替機の設置が必要。設置費用等は受注者負担とする。 ・FAX機能について、一般加入電話回線対応であること。また、普通紙対応であること。 ・リサイクル部品等により再生処理し、新造品と同一品質であることを製造メーカーが保証した再生機を可とする。	

・空欄は指定なし。

・メーカー等によって別の表現をされている同等以上の機能についても可とする。

※1 主電源スイッチを入れてからコピー可能となるまでの時間

※2 電源が立ち上がっている状態でスタートボタンを押してから最初の印刷が出力されるまでの時間

※3 両面原稿を自動的に一枚ずつ読み取ることができる機能

※4 部数印刷する際、ページ順に部数単位で印刷する機能

※5 部数印刷する際、部数単位に位置をずらして排出する機能

※6 ICカード、ID・パスワード等によりユーザーを管理することができる機能

別紙 3

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 4

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うも

のとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 5

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。